

4 文科高第 2074 号
医政発 0331 第 25 号
令和 5 年 3 月 31 日

各都道府県知事
各私立大学長 殿

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

義肢装具士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布等
について (通知)

義肢装具士学校養成所指定規則の一部を改正する省令 (令和 5 年文部科学省・厚生労働省令第 4 号) については、別添のとおり令和 5 年 3 月 31 日に公布されました。

今回の改正の内容等は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、関係者等に対し、周知をお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

- 義肢装具士学校養成所指定規則 (昭和 63 年文部省・厚生省令第 3 号。以下「指定規則」という。) 第 4 条においては、文部科学大臣及び都道府県知事が行う義肢装具士法 (昭和 62 年法律第 61 号。以下「法」という。) 第 14 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する学校及び義肢装具士養成所 (以下「養成所」という。) の指定に係る基準について定めており、当該基準の一つとして、同条第 1 号に規定する学校又は養成所については指定規則別表第一、同条第 2 号に規定する学校又は養成所については指定規則別表第二、同条第 3 号に規定する学校又は養成所については指定規則別表第三に、それぞれ定める教育内容を行うものであることとしている。
- 国民の医療へのニーズの多様化や、デジタル技術及び工学技術の臨床での活用などによる、義肢装具士を取り巻く環境の変化に伴う、求められる役割

や知識等の変化に対応するため、「義肢装具士学校養成所カリキュラム等改善検討会」において、義肢装具士養成所等における教育内容の見直し等について検討が行われ、令和3年12月に報告書がとりまとめられた。

- 当該報告書においては、指定規則別表に定める教育内容等について、
 - ・ 教育内容の見直しを行うとともに、法第14条第1号の学校又は養成所の総単位数を現行の93単位から100単位に、同条第2号の学校又は養成所の総単位数を72単位から79単位に、同条第3号の学校又は養成所の総単位数を45単位から52単位に引き上げること
 等の方向性が示されており、これを踏まえ、指定規則について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

- 指定規則別表第一について、教育内容及び単位数を下記のように改正する。

改正前			改正後		
教育内容		単位数	教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	14	基礎分野	科学的思考の基盤	14
	人間と生活			人間と生活	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	13	専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	13
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	<u>8</u>		疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	<u>9</u>
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	<u>5</u>		保健医療福祉とリハビリテーションの理念	<u>4</u>
	義肢装具領域における工学	10		義肢装具領域における工学	10
専門分野	基礎義肢装具学	<u>19</u>	専門分野	基礎義肢装具学	<u>17</u>
	応用義肢装具学	<u>20</u>		義肢学	<u>8</u>
	(新設)	(新設)		装具学	<u>12</u>
	(新設)	(新設)		福祉用具学	<u>3</u>
	臨床実習	<u>4</u>		臨床実習	<u>10</u>

合計	<u>93</u>
----	-----------

合計	<u>100</u>
----	------------

○ 指定規則別表第二について、教育内容及び単位数を下記のように改正する。

改正前			改正後		
教育内容		単位数	教育内容		単位数
専門 基礎 分野	人体の構造と機能及び心身の発達	10	人体の構造と機能及び心身の発達	10	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	<u>6</u>	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	<u>7</u>	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	<u>5</u>	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	<u>4</u>	
	義肢装具領域における工学	8	義肢装具領域における工学	8	
専門 分野	基礎義肢装具学	<u>19</u>	基礎義肢装具学	<u>17</u>	
	応用義肢装具学	<u>20</u>	義肢学	<u>8</u>	
	(新設)	(新設)	装具学	<u>12</u>	
	(新設)	(新設)	福祉用具学	<u>3</u>	
	臨床実習	<u>4</u>	臨床実習	<u>10</u>	
合計		<u>72</u>	合計		<u>79</u>

○ 指定規則別表第三について、教育内容及び単位数を下記のように改正する。

改正前			改正後		
教育内容		単位数	教育内容		単位数
専門 基礎 分野	人体の構造と機能及び心身の発達	10	人体の構造と機能及び心身の発達	10	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	<u>6</u>	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	<u>7</u>	
	保健医療福祉とリ	<u>5</u>	保健医療福祉とリ	<u>4</u>	

	ハビリテーション の理念				ハビリテーション の理念	
専 門 分 野	基礎義肢装具学	<u>10</u>	➔	専 門 分 野	基礎義肢装具学	<u>9</u>
	応用義肢装具学	<u>11</u>			義肢学	<u>4</u>
	(新設)	(新設)			装具学	<u>7</u>
	(新設)	(新設)			福祉用具学	<u>2</u>
	臨床実習	<u>3</u>			臨床実習	<u>9</u>
合計		<u>45</u>	合計		<u>52</u>	

○ 指定規則別表第一、別表第二及び別表第三の臨床実習の備考として、以下の内容を追加する。

- ・ 臨床実習については、三単位以上は製作実習を行うのに適当な義肢装具製作所において行い、一単位以上は病院又は診療所において行うこと

(※) 臨床実習を行う病院又は診療所は、制作実習を行う義肢装具製作所と関連のある施設とすること。なお、病院又は診療所における臨床実習は、患者の採型・採寸、適合の見学や補助を行う実習とし、実習指導者によるその際の振り返りを行うこととすること。また、臨床実習の時間数は、二単位が二週間に収まることを目安に調整すること。

○ 必要な経過措置を定める。

○ その他所要の改正を行う。

3. 施行期日及び適用期日

○ 令和5年4月1日（ただし、別表第二の改正規定については、令和6年4月1日、別表第三の改正規定については令和7年4月1日。）

(※) 本省令による改正後の指定規則に基づくカリキュラム（以下「新カリキュラム」という。）に対応する義肢装具士国家試験が令和8年度（令和9年2月頃予定）から施行されることから、修業年限3年以上の課程については令和6年度入学生から、修業年限2年以上の課程については令和7年度入学生から、修業年限1年以上の課程については令和8年度入学生から新カリキュラムが適用されることとする。

以上

○文部科学省
厚生労働省令第四号

義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第三十六条の規定に基づき、義肢装具士学校養成所指定規則の一部を改正する省令
令和五年三月三十一日

義肢装具士学校養成所指定規則の一部を改正する省令

義肢装具士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

別表第一（第四条関係）

専門基礎分野 (略)	教 育 内 容	単位数 (略)
	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリテーションの理念 義肢装具領域における工学	
		十 四 九 十三

改 正 前

別表第一（第四条関係）

専門基礎分野 (略)	教 育 内 容	単位数 (略)
	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリテーションの理念 義肢装具領域における工学	
		十 五 八 十三

(傍線部分は改正部分)

文部科学大臣 永岡 桂子
厚生労働大臣 加藤 勝信

専門分野	基礎義肢装具学 義肢学 装具学 福祉用具学 臨床実習	
合 計		百 十 三 十二 八 十七

備考 一・二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十六単位以上及び専門分野四十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 臨床実習については、三単位以上は製作実習を行うのに適当な義肢装具製作所において行い、一単位以上は病院又は診療所において行うこと。

別表第二(第四条関係)

専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリテーションの理念 義肢装具領域における工学	
専門分野	基礎義肢装具学 義肢学 装具学 福祉用具学 臨床実習	
合 計		七十九 十 三 十二 八 十七

備考 一・二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十単位以上及び臨床実習以外の教育内容六十九単位以上（うち専門基礎分野二十九単位以上及び専門分野四十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 臨床実習については、三単位以上は製作実習を行うのに適当な義肢装具製作所において行い、一単位以上は病院又は診療所において行うこと。

専門分野	基礎義肢装具学 応用義肢装具学 (新設) (新設) 臨床実習	
合 計		九十三 四 (新設) (新設) 二十

備考 一・二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十九単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十六単位以上及び専門分野三十九単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

(新設)

別表第二(第四条関係)

専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリテーションの理念 義肢装具領域における工学	
専門分野	基礎義肢装具学 応用義肢装具学 (新設) (新設) 臨床実習	
合 計		七十二 四 (新設) (新設) 十九

備考 一・二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容六十八単位以上（うち専門基礎分野二十九単位以上及び専門分野三十九単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

(新設)

別表第三(第四条関係)

教 育 内 容		単位数
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリテーションの理念	四 七 十
専門分野	基礎義肢装具学 義肢学 装具学 福祉用具学 臨床実習	九 二 七 四 九
合 計		五十二

備考 一・二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習九単位以上及び臨床実習以外の教育内容四十三単位以上(うち専門基礎分野二十一単位以上及び専門分野二十二単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 臨床実習については、三単位以上は製作実習を行うのに適当な義肢装具製作所において行い、一単位以上は病院又は診療所において行うこと。

附 則

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、令和六年四月一日から、別表第三の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の日において現に義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号。以下「法」という。)第十四条第一号の指定を受けている学校又は義肢装具士養成所(以下「養成所」という。)において義肢装具士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の義肢装具士学校養成所指定規則(以下「新規則」という。)別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 令和六年四月一日において現に法第十四条第二号の指定を受けている学校又は養成所において義肢装具士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 令和七年四月一日において現に法第十四条第三号の指定を受けている学校又は養成所において義肢装具士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新規則別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別表第三(第四条関係)

教 育 内 容		単位数
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリテーションの理念	五 六 十
専門分野	基礎義肢装具学 応用義肢装具学 (新設) (新設) 臨床実習 (新設)	十一 十 三
合 計		四十五

備考 一・二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習三単位以上及び臨床実習以外の教育内容四十二単位以上(うち専門基礎分野二十一単位以上及び専門分野二十一単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

(新設)